

[事案 13-2] 保険契約無効確認請求

- ・平成 13 年 7 月 11 日 裁定申立受理
- ・平成 13 年 11 月 1 日 和解成立

< 申立人の主張 >

解約と新規加入を繰り返す保険契約は保険業法に違反している。全件解約したが、解約により生じた損害金(払込保険料と解約返戻金との差額)の全額を返還すべきである。

< 保険会社側の主張 >

「契約者の都合により中途解約した場合、解約返戻金は既払込保険料より少額となり差損が生じるので解約は損である」旨申立人に説明している。保険加入および解約は本人の意思に基づくものであり、申立には応じられない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は申立人および保険会社から事情聴取を行なった際、一部の契約について営業職員が損害を発生(乗換え募集)させた疑いがあると認定し、保険会社側もそれを認め差額を支払うことに同意した。

裁定審査会は「保険会社は申立人に対し乗換え募集の疑いが認められる契約について既払保険料と解約返戻金との差額を支払うこと」を裁定書にて当事者双方に交付し、双方の合意を得て、和解契約書の調印をもって円満に解決した。